

官報

号外 昭和三十年七月二十二日

○第二十二回 参議院會議録第三十九号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)午後
零時十一分開議

議事日程 第三十九号

昭和三十年七月二十二日

午前十時開議

第一 國民健康保險法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

第二 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第三 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)
(委員長報告)

第六 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第七 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

第八 森林法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

第九 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第一〇 女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(木村守江君外六名発議)
(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小柳 牧衛君
法務委員 山本 経勝君
社会労働委員 石原幹市郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

河合 義一君
木島 虎藏君
内閣委員 木島 虎藏君
法務委員 河合 義一君
社会労働委員 松岡 平市君
同 山本 経勝君
運輸委員 小柳 牧衛君
建設委員 石原幹市郎君

同日議員から左の議案を提出した。

同日議長は即日これを建設委員会に付託した。

建設法の一部を改正する法律案(小澤久太郎君外二名発議)

同日議長は左の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

地方財政の整備に関する特別措置法案(加賀田進君外十名提出)
昭和三十年度において償還すべき地方債の元金償還金の償還等の特別に関する法律案(加賀田進君外十名提出)
同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
建築士法の一部を改正する法律案
國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案
去る十九日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記の通り議長は一昨二十日これを承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的 愛知用水公団法案の審査に資するため
一、派遣委員
重政 齋藤 龜田 得治
薄口 三郎(長野県を除く)
棚橋 小虎(長野県を除く)
菊田 七平
一、派遣地 愛知県、岐阜県、長野県
一、期間 七月二十二日から七月二十五日まで四日間
一、費用 概算四〇、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十條の二により要求する。
昭和三十年七月十九日
農林水産 江田 三郎
委員長
参議院議長河井彌八君
一昨二十日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
輸出品取締法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
國民金融公庫法の一部を改正する法律案
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
輸出品取締法の一部を改正する法律案
國民金融公庫法の一部を改正する法律案
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
輸出品取締法の一部を改正する法律案
國民金融公庫法の一部を改正する法律案
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 議長の報告

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 會議 議事日程追加の件

障島振興対策審議委員の選挙

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるとの件

同日議長は、地方制度調査会委員参議院議員石村幸作君、同井上清一君、同宮田重文君、同赤木正雄君、同重盛壽治君、同中川幸平君及び同村尾重雄君の任期満了による後任として左記の者を推薦する旨を通知した。

記

- 石村 幸作君
- 伊能 芳雄君
- 高橋進太郎君
- 赤木 正雄君
- 重盛 壽治君
- 中川 幸平君
- 松澤 兼人君

昨二十一日委員長から左の議案を提出した。

公職選挙法の一部を改正する法律案 (地方行政委員長提出)
同日議員から左の議案を提出した。
よって議長は即日これを文教委員会に付託した。
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保

内閣委員会に付託
日本海外移住振興株式会社法案
外務委員会に付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
自動車損害賠償保障法案
運輸委員会に付託
北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
建設委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案 (横路節雄君外十二名提出)
大蔵委員会に付託
私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案 (赤城宗徳君外三名提出)
文教委員会に付託
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案 (植村武一君外十六名提出)
社会労働委員会に付託

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (小枝一雄君外一名提出)
農林水産委員会に付託
株式会社科学研究所法案 (小平久雄君外三名提出)
商工委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案 (小林英三君外五名提出)
建設委員会に付託
建設法の一部を改正する法律案 (小澤久太郎君外二名提出)
同日左の議案は、発議者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保
同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、前田穂君の逝去に伴い欠員となっており、障島振興対策審議委員の選挙を行いました。

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○上林忠次君 ただいまの選挙は、その手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○三浦義男君 私は、ただいまの上林議員の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 上林君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よって議長は、離島振興対策審議会委員に梶原茂嘉君を指名いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第二、結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長小林英三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年七月五日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第一号ニ掲グル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ、第二号及第三号ニ掲グル費用ニ付テハ当該各号ニ定ムル割合ヲ以テ保険者ニ対シ補助スルモノトス

一 療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用

二 保健婦ニ要スル費用

三分ノ一

三 国民健康保険ノ事務ノ執行ニ要スル費用

十分ノ十

前項第一号ノ規定ニ依リ補助金ノ総額ハ当該年度ニ於ケル各保険者

ノ療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用ノ総額ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ下ラザルモノトス

第一項各号ニ掲グル費用ヲ除クノ外国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範囲内ニ於テ国民健康保険ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムル為テ予算ノ範囲内ニ於テ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

都道府県及市町村ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付シ又ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムル為テ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前昭和三十年四月一日以後において改正前の国民健康保険法第四十七条第一項の規定により補助し、又は補助すべきこととなつた補助金は、改正後の同法第四十七条第一項から第三項までの規定に基キ補助金とみなす。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 国民健康保険における療養の給付及び療養費の支給、保健婦並びに事務の執行に要する経費

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

結核予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月四日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「厚生大臣が指定する区域を管轄する」を削り、「その区域内に居住する三十歳未満の者」を「その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

第十三條第一項中「第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者」を「同条第三項の健康診断の受診者のうち三十歳以上の者に改め、同条第二項中「みなされた者」の下に「(第四條第三項の健康診断の対象者のうち三十歳以上の者を除く。)」を加え、同条第三項中「三十歳未満の者」を「小学校就学の始期に達しない者」に、「定期の健康診断」を「第四條第一項の健康診断」に改める。

第二十三條第一項中「病院の管理者は、」の下に「結核患者が入院したとき、又は」を加える。

第三十七條第一項中「又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を、「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

組合法(昭和二十九年法律第二百四

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 国民健康保険法の一部を改正する法律案外一件

号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 たいだいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案及び結核予防法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず国民健康保険法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

御承知の通り、国民健康保険の財政破綻を回避いたしまするがために、昭和二十八年以降、療養給付費に対する二割の国庫補助が実現いたしましたのであります。この療養給付費補助金は、これを交付するといなどは国の任意であります。従来予算上の措置といたしまして実現されておるに過ぎませんのであります。予算執行の結果は、ややもたしますれば二割を下回っておる状態であるのであります。このことは、国民健康保険の事務の執行に要するところの費用、保健婦を設

置するに要するところの費用につきましても、それぞれその全額及び三分の一の額を補助することになっておるににもかかわらず、同様の事情にあるわけでありませぬ。

今回議員提出となりました改正法律案の内容は、保険者に対する国庫補助金のうちで、療養の給付、保健婦並びに事務の執行に要するそれぞれの費用に對しまして交付する補助金につきましては、国の義務的支出といふことにも、療養給付費に対する補助額は、その年度におきます療養給付費総額の二割を下らないことを法律上保障することとした。また、保健婦に要する費用及び事務の執行に要する費用に対する国庫補助金の各保険者に対する補助率というものは、それぞれ三分の一及び全額である旨を法律に明文化することにも、交付要件及び具体的な交付方法につきましては政令にゆだねることとしております。

なお、以上の費用のほか、国庫は、政令の定めるところによりまして予算の範囲内において補助金を交付し、または貸付金を貸し付けることができるように改正せんとするのであります。さらに現行法におきまして、都道府県及び市町村は、国民健康保険に要する

費用につきまして補助金を交付することができなくなつておるものを、補助金の交付のみならず、貸付金の貸し付けも行ふことができるようにいたしましたのであります。

以上がこの法律案の概要であります。委員より国保懸案の諸問題等につきまして、きわめて熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は、速記録によつて御了承願ひたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。本改正案は、結核実態調査の結果、予防対策の強化措置を推進するため所要の改正を行おうとするものであります。改正の第一点は、市町村長の行う定期の健康診断の対象者の範囲につきまして、従来の区域指定及び年令の制限を廃止し、小学校就学の始期に達しない者を除くすべての一般住民に拡張せんとするものであります。改正の第二点は、定期の健康診断の回数に政令に委任し、対象者の区分に応じた適当な

回数を政令で規定せんとするものであります。改正の第三点は、病院の管理に對し、結核患者が入院したとき、所定の事項を保健所長へ届け出る義務を課しまして、保健所長が行う家庭訪問指導その他、患者対策の一そう強力とであります。

以上がこの法律案の概要であります。委員より熱心なる質疑が行われ、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

まず委員長の報告を求めます。通稱委員長滝井治三郎君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

〔は衆議院修正〕
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項に次の五号を加える。

四 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならぬ法人の発行する債券

五 前号に規定する法人に対する貸付

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第一条に規定する長期信用銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫(以下この条において「金融機関」という。)の発行する債券(以下この条において「金融債」という。)

七 国債

八 国に対する貸付

第三条第二項中「前項を」を「第一項に、」大蔵省資金運用部を「資金運用部」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により金融債に運用する積立金の額は、積立金の総額の十分の一をこえてはならない。

3 積立金を金融債に運用する場合には、一の金融機関の発行する金融債の十分の五又は一の金融機関の一回に発行する金融債の十分の六をこえる割合の金融債の引受、

応募又は買入を行つてはならない。

4 前項の場合において、資金運用部資金の金融債に運用する額があるときは、その額を積立金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

5 積立金をもつて引受、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、他の引受、応募又は買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔滝井治三郎君登壇、拍手〕

○滝井治三郎君 たいだいま議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、現在、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用を主として地方公共団体に対して融資することになっておりますが、毎年資金が増加して参りますこと及び「運用の範囲を

拡大し各種公共事業の施設改善に融資するように」との国会の決議もありましたので、一そり公共の利益をはかり、あわせて資金の効率的運用に資するため、運用の範囲を拡張しようとするものであります。

本改正案は、衆議院において修正可決せられたものであります。提案理由のおもなるものを申し上げますと、新たに融資の対象となりますものとして、第一は、国民生活の安定上急務とする住宅建設資金等を供給するための住宅金融公庫その他の政府機関に対する貸付等であります。第二は、国民経済の振興に寄与することにも資金の運用、利回りの向上をはかるため、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券であります。第三は、余剰資金の効率的運用をはかるために短期運用として購入する国債であります。第四は、国民に対する貸し付けであります。とりあえず郵政事業特別会計に對し老朽郵便局舎緊急改善のために要する資金を貸し付けようとするものであります。なお住宅公団に對しましては、今回制定の日本住宅公団法の附則により、この運用に関する法律の一部が改正せられましたので、これに融資することができるようになったのであ

ります。また資金の運用に当りましては、地方公共団体の融資に重点を置くこととし、資金量において金融債に偏重し、または一金融機関に偏して融資し、もしくは一般のものとなつた条件で購入または引き受けすることを避けるよう運用上の制限を加えようとするものであります。

通信委員会においては、数回にわたる委員を開き、慎重審議したのであります。質疑は、主として目下郵政当局においてもっとも真剣に考えねばならぬ問題とされている郵便局舎及び職員住宅の改善に、もっと多額の融資をすべきではないかとの点に集中されました。すなわち「この積立金を生む場所としての郵便局舎が非常に荒廢しているために、郵政当局は郵便局舎改善五年計画を樹立し、その改善を企図しているが、資金不足のためその計画の遂行に困難を來たしている際、毎年度少くとも積立金の運用総額の百分の三を下らない金額を貸し付けるようにすることを考へるべきではないか」との質問に對し、郵政当局として「もっとも重点を置くべき施策として郵便局舎の改善を企図しておる中で、少くとも百分の三を下らない程度の融資を受けることに努力するつもり

であり、この点について大蔵大臣の了解を得た」との答弁がありました。また、「郵便局舎中、特に特定局の局舎改善にその額の二分の一度を計上する必要があると思ふがどうか」との質問に對しては、「総額においてそのように善処したい」との答弁がありました。

また、「職員の住宅についても、何らかの方法をもつてこの積立金の融資を行うべきではないか」との質問に對しては、「目下のところでは法制上はむずかしいが、従業員福利施設の改善施策として十分善処したい」との答弁がありました。

以上をもつて質疑を終り、討論に入りましたところ、各党から、「郵便局舎改善に十分努力する」との郵政大臣の答弁を信頼して、衆議院送付案に賛成の旨の発言がありました。かくて討論を終え、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第三十九号 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以つて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第四、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。建設委員長石川榮一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八君

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び第四条」を「第四条及び第四条の二」に改める。
第三条中「第四条」を「第四条、第四条の二」に改める。

第四条第一項第一号中「本条」を「本条及び第八条の二」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(連年災害における国庫負担率の特例)

第四条の二 その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害に

ついて第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその

三年間の各四月一日の属する会計

年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年

の一月一日から十二月三十一日ま

でに発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定め

る場合においては、前条第一項第

二号中「二倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第三号中「標準税収

入の二倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を

適用するものとする。

第五条中「前条」を「第四条(前条の

規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

第八条の二 政府は、第三条の規定

により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なも

のとして政令で定めるものについ

ては、これを施行する地方公共団

体又は地方公共団体の機関が当該

年度及びこれに続く二箇年度以内

に完了することができるように、

財政の許す範囲内において、当該

災害復旧事業に係る国の負担金の

交付につき必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以降発生した災害に関し適用する。

〔石川榮一君登壇、拍手〕

○石川榮一君 たいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につき

まして、建設委員会の審議の経過及び

結果を御報告申し上げます。

わが国の公共土木施設は、毎年災害

によりまして甚大なる被害を受けております。その復旧事業の推進は国及び

地方公共団体の常に努力するところであります。今、連年災害をこらむる

ところの地方公共団体の復旧事業費に

対しまして、国庫負担率を高めると

もに、緊急な復旧事業に対する国庫負担の交付につきまして、政府の財政上

の措置に関する規定を整備いたし、災

害復旧事業の促進をはかることが本案

提出の理由であります。

その主要な第一点は、連年災害をこ

らむつた場合における国庫負担率を

高めることであります。現在公共土木

施設の災害復旧事業に対する国庫負担

率は、各地方公共団体ごとに、一年間

に発生した災害に対する復旧事業費の

総額をその年度における当該地方公

共団体の標準税収入額に対比いたし

まして、最低三分の二から漸次高率

となることと定めております。今回

の改正は、連年災害をこらむり、復

旧事業費のため財政の著しい圧迫を

受ける地方公共団体に対して負担の

軽減をはかるものであります。すな

わら既往二カ年間の災害復旧事業と

その年の災害復旧事業費との合計額

が、既往二カ年間の標準税収入とその

年度の標準税収入額との合計額をこえ

る場合、現行法が災害復旧事業費が標

の四と定めておりましたものを改め

て、標準税収入の二分の一をこえ、標

準税収入に達するまでの額については

四分の三、それをこえる額については

四分の四とすることとして国庫負担率

を高めております。第二点は、災害復

旧事業の遅延が各方面に甚大な支障

を与える現状を改善するため、緊急な

復旧事業として政令の指定するもの

については、政府はこれらの事業が三カ

年度以内に完了できるように、財政の許

す範囲内において国庫負担金の交付に

つき必要な措置を講ずる旨を法文上明

らかにしたこととあります。

本法案は、七月五日当委員会に付託

されて以来、数回にわたり慎重なる審

議を行なつて参つたのであります。が、

質疑のおもなる点につきまして申し上げ

ますと、まず第一は、災害施策と治

山治水対策との関連についてでありま

す。すなわち災害の事後復旧にのみ追

われ、治山治水の根本的施策に欠ける

きらいはないかということでありま

す。この点につきましては、大蔵、建

設両大臣から、治山治水の根本対策を

「前号に規定する市の議会の議員」に、「二十日」を「十五日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第五十五条第二項(区を設ける指定市)の市の長の選挙にあつては、少くとも二十日前に

第三十四条第六項第一号中「参議院議員を、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事に改め、「三十日」を「二十五日」に改め、同項第二号中「衆議院議員、都道府県知事及び」を削り、「委員」の下に「及び地方自治法第五十五条第二項(区を設ける指定市)の市の長」を加え、「二十日」を「二十日」に改め、同項第三号中「地方自治法第五十五条第二項(区を設ける指定市)の市の議会の議員、長を」前号に規定する市の議会の議員に、「二十日」を「十五日」に、「同項第四号中「前項」を「第二号」に、「十五日」を「十日」に、同項第五号中「十日」を「七日」に改める。

第三十九条及び第四十一条中「投票管理者」を「市町村の選挙管理委員会」に改める。

第六十三条及び第六十四条中「開票管理者」を「市町村の選挙管理委員会」に改める。

第六十八條第二号中「第八十七條(重複立候補の禁止)の下に、「第八十七條の二(知事、市長を退職した者の立候補制限)を加える。

第七十七條第一項中「選挙長」を「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」に、同条第二項中「選挙分会長」を「都道府県の選挙管理委員会」に改める。

第七十八條を次のように改める。
(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第七十八條 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)は、予め選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会は、それぞれ告示しなければならぬ。

第八十六條第一項第一号中「参議院議員」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事に改め、「二十日」を「十五日」に改め、同項第二号中「衆議院議員、都道府県知事及び」を削り、「委員」の下に「及び地方自治法第五十五条第二項(区を設ける指定市)の市の長」を加え、「十五日」を「十日」に改め、同項第三号中「市の議会の議員、長を」前号に規定する市の議会の議員に、「十日」を「七日」に改め、同項第四号中「前項」を「第二号」に、「十五日」を「十日」に改め、同項第五号中「十日」を「七日」に改める。

号中「衆議院議員、都道府県知事及び」を削り、「委員」の下に「及び地方自治法第五十五条第二項(区を設ける指定市)の市の長」を加え、「十五日」を「十日」に改め、同項第三号中「市の議会の議員、長を」前号に規定する市の議会の議員に、「十日」を「七日」に改め、同項第四号中「五日」を「四日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

- 四 第二号に規定する市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前五日

第八十六條第三項中「地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、」を「参議院(地方選出)議員、都道府県及び市の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、」に、「参議院の期日前二日までに、」に、「参議院議員の選挙」を「参議院(全国選出)議員の選挙」に改め、同条第四項中「例により、」の下に「都道府県知事及び」

市長の選挙にあつては、」三日までに、」の下に「町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、」を加える。

第八十七條の次に次の一条を加える。
(知事、市長を退職した者の立候補制限)

第八十七條の二 都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者は、当該退職の申立があつたことに因り告示された都道府県知事又は市長の選挙における候補者となることができない。

第九十二條中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号を次のように改める。

第九十二條中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号を次のように改める。

- 二 参議院(全国選出)議員の選挙 二十万円
 - 三 参議院(地方選出)議員の選挙 十万円
- 第百三十八條の二の次に次の一条を加える。
(人気投票の公表の禁止)
- 第百三十八條の三 何人も、選挙に關し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

第百四十一條の二第一項中「運転手(その交替要員を含め二名に限る。)」を「公職の候補者、運転手(自動車一台につき一人に限る。)」に、同条第二項中「運転手」を「公職の候補者、運転手」に改める。

第百四十二條第一項第二号中「五万枚」を「六万枚」に、「一万枚」を、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すことに三千枚を一万五千枚に加えた数」に、同条第三項ただし書中「第二号から第四号まで」を「第二号」に、「回覧させること」を「同号に規定する自動車又は船舶に取り付けられたままで回覧させること、及び公職の候補者が同項第三号に規定するものを着用したままで回覧すること」に改める。

第百四十三條第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第百四十一條(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちよう

ちん及び看板の類で当該選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したものを
三 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

第百四十四条第一項第一号本文中「参議院(地方選出)議員、都道府県知事」を削り、「二千枚」を「五千枚」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「二万枚」を「五万枚」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には八千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すことに三千枚を八千枚に加えた数

第百四十八条第一項中「選挙運動の制限に関する規定」の下に「(第百三十八条の三(入気投票の公表の禁止)の規定を除く。)」を加え、同条第一

三項第一号ハ中「六箇月」を「一年」に改める。

第百四十八条の三を削る。
第百五十一条第二項を次のように改める。

2 前項の放送の回数、公職の候補者一人について、衆議院議員の選挙にあつては概ね十回、その他の選挙にあつては概ね五回とする。但し、日本放送協会は、事情の許す限り、その回数を多くするよう努めなければならない。

第百五十一条の三を第百五十一条の四とし、第百五十一条の二を第百五十一条の三とし、第百五十一条の次に次の一条を加える。

(政見放送及び経歴放送を中止する場合)

第百五十一条の二 第百条第一項(無投票当選)の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、政見放送及び経歴放送の手続は、中止する。

2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り政見放送又は経歴放送が不能となつた場合においては、これに代るべき政見放送又は経歴放送は行われない。

第百五十五条第一項中「三日」を「衆議院議員の選挙にあつては三日以内、その他の選挙にあつては二日」に改める。
第百五十八条の次に次の一条を加える。

(立会演説会の開催を中止する場合)

第百五十八条の二 第百条第一項(無投票当選)の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会は行わない。

第百六十条中「前九条」を「前十条」に改める。

第百六十条の二 第一項中「第百五十八条まで」を「第百五十八条の二まで」に改める。

第百六十四条の二 第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第七項の演説会告知用のポスター」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削る。

第百六十四条の八 第一項中「運転手、助手その他労務を提供する者(船員を除く。を含む)」を「運転手(第百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車一台につき一人に限る。及び船員を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む)」に改め、同条第二項中「一定の腕章」の下に「又は第百四十一条の二第二項(乗車又は乗船する者の腕章)の規定による腕章」を加える。

第百六十八条第一項中「二十日」を「十八日」に改める。
第百七十四条第一項中「衆議院議員」を「衆議院議員の選挙にあつては当該選挙の期日前十日から、」に、「十日」を「七日」に、「六日」を「三日」に、「三日」を「二日」に改め、同条第三項中「三日」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については五日)」を、「二日」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については四日)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(氏名等の掲示を中止する場合)
第百七十四条の二 第百七十一条(選挙公報の発行を中止する場合)

の規定は、第百七十三条第一項(公職の候補者の氏名等の掲示)の掲示の手続について、準用する。
第百七十五条中「前二条」を「前三条」に改める。

第百七十七条第二項中「、第百六十四条の二 第八項(個人演説会告知用ポスター)及び第百七十一条の三 第二項(個人演説会告知用ポスターの特例)の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を削り、同条第三項中「第百六十四条の二 第八項及び第百七十一条の三 第二項の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を削る。
第百七十八条第四号中「第百五十一条の三」を「第百五十一条の四」に改める。

第百七十一条の三を次のように改める。

第百七十一条の三 削除

第百七十一条の五 第一項本文中「衆議院議員の総選挙においては、」を削り、「並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ。)(の頒布)」を、「ポスターの掲示及びビラ(これに類する文書

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 公職選挙法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 公職選挙法の一部を改正する法律案

図画を含む。以下同じ。の頒布」を「ポスターの掲示及びピラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ。の頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用」に、「その選挙運動の期間中」を「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中」に改め、同項ただし書中「但し、」の下に「当該選挙において」を加え、同項第四号中「政策の普及宣伝用及び演説の告知用として」を削り、同項第五号中「ピラの頒布については、」の下に「その開催する」を加え、同条第二項中「連記し、」の下に「当該政党その他の政治団体の所属候補者として計算されること」について「本人の同意書を添え、」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項但書に規定する政党その他の政治団体の所属候補者の数の算定については、一の公職の候補者は、三以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできない。

第二百一条の六第一項本文中「参議院議員の通常選挙においては、」を削り、「並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びピラの頒布を、」ポスターの掲示及

びピラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用」に、「その選挙運動の期間中」を「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中」に改め、同項ただし書中「但し、」の下に「当該選挙において」を加え、同項第四号中「政策の普及宣伝用及び演説の告知用として」を削り、同項第五号中「ピラの頒布については、」の下に「その開催する」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項の規定を、前条第二項から第四項までの規定」に改める。

第二百一条の七第一項中「この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われ区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは」に改め、同条第二項中「この場合において同条第一項但書中「十人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「参議院

議員の再選挙又は補欠選挙の行われ区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて十人」とあるのは」に改める。

第二百一条の八中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び第四項」に、「この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは」に改める。

第二百一条の十一を第二百一条の十三とし、第二百一条の十を第二百一条の十二とし、第二百一条の九第一項中「当該政党その他の政治団体の所属候補者を、公職の候補者」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下順次二項ずつ繰り上げ、同条を第二百一条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

(政談演説会等の制限)

第二百一条の十一 政党その他の政治団体は、午後九時から翌日午前六時までの間は、本章の規定による街頭政談演説を開催することができない。

2 政党その他の政治団体は、第五百二十二条(義務制公営立会演説会)又は第六十条の二(任意制公営立会演説会)の立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は、当該立会演説会の会場から三町以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。

3 政党その他の政治団体は、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。

第二百一条の八の次に次の一条を加える。

(二以上の選挙が行われる場合の政治活動)

第二百一条の九 前四条の規定は、これらの条に掲げる選挙の二以上のものが行われる場合において、一の選挙の行われる区域が他の選挙の行われる区域の全部又は一部を含み、且つ、一の選挙の選挙運動の期間及び選挙の当日が他の選挙の選挙運動の期間又は選挙の当日にかかるときは、これらの条のそれぞれの規定により政治活動を行うことのできる政党その他の政治団体が、その二以上の選挙が重複して行われる区域においてその期間それぞれ規定に従つて政治活動を行うことを妨げるものではない。

第二百三十五条の二第一号中「その新聞紙又は」を「その新聞紙若しくは」に、「及び」を「又は」に、同条第二号中「第二百一条の十一」を「第二百一条の十三」に、「新聞紙又は」を「新聞紙若しくは」に、「担当した者及び」を「担当した者又は」に改め、同条第四号を削る。

第二百三十五条の三第一号中「第二百五十一条の二」を「第二百五十一条の

三に、同条第二号中「第百五十一
の三」を「第百五十一の四」に改め
る。

第二百四十二條の次に次の一條を
加える。

(人氣投票の公表の禁止違反)

第二百四十二條の二 第百三十八條
の三(人氣投票の公表の禁止)の規
定に違反して人氣投票の経過又は結
果を公表した者は、二年以下の禁
又は二万五千円以下の罰金に処す
る。但し、新聞紙又は雑誌にあつて
は、その編集を實際に担当した者
又はその新聞紙若しくは雑誌の経
営を担当した者を、放送にあつて
は、その編集をした者又は放送を
させた者を罰する。

第二百四十三條第八号の二中「第
百六十四條の二第十項(個人演説会
場の標示)若しくは第十一項(個人演
説会告知用ポスター)又は第二十一
條の三第一項(ポスターの特例)」を
「第百六十四條の二第七項(個人演説
会場の標示)」に改める。

第二百四十四條第三号及び第四号
中「(第百六十四條の二第九項(個人
演説会告知用ポスター)において準
用する場合を含む。)」を削る。

第二百五十二條の二第一項中「又
は第二百一十條の十」を、第二百一十
條の十一(政談演説会等の制限)又は第
二百一十條の十二に改め、同条第二
項第一号中「第二百一十條の九」を「第
二百一十條の十」に改め、同項第二号を
削り、同項第三号中「第二百一十條の
九第四項」を「第二百一十條の第十第
三項」に改め、同号を同項第二号とし、
同項第四号中「第二百一十條の九第五
項若しくは第六項の規定又は第七
項」を「第二百一十條の第十第四項若しく
は第五項の規定又は第六項」に改め、
同号を同項第三号とする。

第二百六十三條第十号の三を削
る。

第二百六十四條第二項中「第十
号の三」を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和三十年十月一
日から施行し、第六十八條の改正
規定及び第八十七條の二の規定を
加える改正規定は、この法律施行
後に都道府県知事又は市長の職の
退職を申し出た者につき適用す
る。
- 2 この法律施行の際すでにその期
日を公示し、又は告示してある選

挙については、なお従前の例によ
る。

3 この法律施行の際現に公職選挙
法第百四十八條第三項第一号イ及
びロの条件を具備する新聞紙又は
雑誌は、改正前の同号ハの条件を
具備する場合に限り、改正後の同
号ハの条件を具備しないものでも
改正後の同号に該当する新聞紙又
は雑誌とみなす。

4 この法律施行前にした行為及び
第二項の規定により従前の例によ
り行われる選挙に關してした行為
に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

〔小笠原二三男君登壇、拍手〕

○小笠原二三男君 たいだいま議題とな
りました公職選挙法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案理由と
内容の概略を御説明申し上げます。
まず提案の理由といたしましては、
公職選挙法は、昭和二十五年公布以
来、滿五年を経過し、その間屢次改正
を重ねて今日に至っておりますが、最
近、本年二月には衆議院議員の総選
挙、四月には地方選挙が行われ、明年
は参議院議員の通常選挙を控えており

ますので、これらの事実にかんがみ、
選挙がより公明に、かつ適正に行われ
るために、この際、特に緊要と認めら
れる事項を取り上げて所要の改正を行
おうとするものであります。

次に改正の主要な点につきまして、
大体条文の順序に従つて概要を御説明
申し上げます。

改正の第一は、都道府県知事または
市長が、自発的退職を申し出た者は、
その当該退職の申し立てがあつたこと
により告示された選挙に立候補するこ
とができないものとしたのであり
ます。これは、いわゆるお手盛り選挙
が選挙の公正を害するものとしてきび
しい世論の批判を受けている事実にも
かんがみ、あえてここに取り上げた次
第であります。

改正の第二は、供託金の問題でござ
います。参議院全国選出議員選挙
の場合の供託金は、候補者一人につき
現行十萬円を二十萬円に増額いたすこ
とをいたしました。

改正の第三は、選挙運動期間に關す
ることでございますが、参議院議員
の選挙は、現行三十日でございます
が、これを五日短縮し、その他の選挙
については、参議院議員の選挙を除

き、右に準じて選挙運動期間を短縮す
るため、選挙期日の公示または告示の
期日、立候補の締め切り期限、補充立
候補期間、立会演説会開催決定の告示
期日等をそれぞれ改めるとともに、こ
れに關連して、経歴放送に關しては、
現行のおおむね十回とあるのを、衆議
院議員の候補者の場合を除き、候補者
一人についておおむね五回とし、日本
放送協会は事情の許す限りその回数
を多くするよう努めるものとしたし
ました。

改正の第四は、選挙運動に關するも
のであります。教項目にわたつてお
ります。すなわち、(一)選挙運動用の自
動車または船舶に乗ることのできる者
は、候補者及び運転手一名、または船
員を除いて四名とし、乗用車または乗
船用の腕章を着用した者は、街頭演説
に際しさらに街頭演説用腕章の着用を
要しないものとした。 (二)、
演説会等において使用するポスター、
立て札、ちようちん及び看板の類を
故意に回覧させることを禁止いたし
ました。 (三)、選挙運動用の自動車また
は船舶に当該選挙の種類、候補者の
氏名並びに党派を記載した文書の掲示
をなして、これを回覧させることがで

官報(号外)

きることいたしました。なお公職の候補者がたすぎ、胸章、腕章の類を着用し、これを回覧することを認めました。(イ)選挙運動用無償はがきの枚数を、候補者一人について、参議院全国選出議員の場合は、現行の五万枚を六万枚に増加し、同地方選出議員の場合は、現行の一萬枚を一萬五千枚に増加するほか、当該都道府県の区域内の衆議院議員選挙区の数を一をこえる場合は、その一を増すごとに三千枚を加えることいたしました。(ロ)個人演説会告示用ポスターの制度を廃止し、選挙運動用ポスターは、候補者一人について、衆議院議員及び都道府県教育委員の場合は五千枚、参議院地方選出議員及び都道府県知事の場合は八千枚、参議院全国選出議員の場合は五万枚としたし、この場合、参議院地方選出議員及び都道府県知事については、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに三千枚を加えたものとしたし、(ハ)現行の新聞紙、雑誌の人氣投票掲載の制限規定を改めて、広く何人も、選挙に関し公職につくべき者を予想する人氣投票の経過または結果を公表してはならないと

いたしました。(ニ)選挙に関し報道及び評論を掲載する自由を有する新聞紙または雑誌は、当該選挙の選挙期日の公示または告示の前一年以来引き続き発行するものに限り、その等の特典の改正であります。

改正の第五点は、政党その他の政治団体の選挙における政治活動に関する事項でありまして、政治活動のルールを確立し、よつてもつて改正の眼目たる選挙の公正を保障せんとするものであります。すなわち、(一)衆議院議員、参議院議員、都道府県知事または市長の選挙の選挙運動期間中は、その選挙において一定数以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体、すなわち、いわゆる確認団体のみが政治活動を行い得るものとし、これらの選挙の二以上のものが重複して行われる場合には、それぞれの選挙における確認団体が、それぞれの規定に従つて政治活動を行うことを妨げないものとしたし、(二)確認を受けない政党その他の政治団体は、政策の普及宣伝及び演説の告知のためのみならず、一切ポスターの掲示及びビラの頒布はできないこととするともに、確認団体が掲示し、または頒布するポスター、ビラについ

ては、選挙運動にわたらざる限り、その記載内容を制限しないものとする。なお、ビラの頒布は、確認団体がその開催する政談演説会場においてする場合に限つて認められる旨を明らかにいたしました。(三)確認団体の所属候補者の数を算定する場合においては、一の公職の候補者は、三以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることのできないものとしたし、(四)確認団体は、自己の所属候補者のみならず、他の政党その他の政治団体の所属候補者の推薦、支持、その他選挙運動のための演説をもすることができるといたしました。(五)立会演説会開催時刻及びその前後各二時間は、当該演説会場から三町以内の区域で政党その他の政治団体の政談演説会または街頭政談演説の開催を禁止することとした

しました。(六)二以上の選挙が行われる場合においては、一の選挙の投票日には、投票所から三町以内の区域で他の選挙における政党その他の政治団体の政談演説会または街頭政談演説の開催を禁止することとした

以上のほか、選挙管理等に関する規定に若干の改正を加え、また、この法律は昭和三十年十月一日から施行することとし、これらに伴つて所要の規定の整理を行なつたのであります。

なお、本案は国会法第五十七条の三に規定する予算を伴ふ法律案に該当するものとして、内閣の意見を求めましたところ、水田自治政務次官より「内閣として異議がない」旨を述べられました。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決されました。

○議長(河井彌八君) 日程第六、少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長成瀬隆治君。

審査報告書

少年院法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

法務委員長 成瀬 隆治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

市川 房枝 河合 義一
赤松 常子 宮城タマヨ
中山 福藏 泉山 三六
一松 定吉 劍木 亨弘
廣瀬 久忠

第十四条に三項を加える改正規定

中第二項を次のように改める。

2 在院者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、援助を求められた警察官が速戻しに着手するに、裁判官のあらかじめ発する選戻状によらなければならぬ。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は最近の少年院の実情にかんがみ、在院者に死傷手当金

を給し、逃走した者の連戻しに關する措置を明確にし、且つ手鏡の使用を許すこと等の改正を加えようとするものであつて、適當な措置と認める。但し、本委員会においては第十四条第二項の連戻状に關する規定を警察官の援助を求め場合に限ることに所要の修正を加えた。

なお、別紙の附帯決議を附した。
二、費用
別に要しない。

附帯決議

政府は、少年院及び少年鑑別所が少年の健全な育成を期し、これに矯正教育を授けることを目的とするものであることにかんがみ、その処遇にあつては、慈愛を旨とするべきであつて、手鏡の使用は、必要な最少の限度に止め、少年を受刑者視して、いたずらにやすきについてみだりに手鏡を使用し、少年法の精神にもとることなきよう厳にいましむべきである。右要望する。

少年院法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十年六月二十一日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

（本及び一は附帯決議）

少年院法の一部を改正する法律案
少年院法の一部を改正する法律案
少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 在院者が矯正教育を受けるに際して、けがをし、又は病氣にかかつた場合において、これによつて死亡したとき、又はなおつたとき身体に障害が残ることが明らかなきときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 在院者が死亡した場合の手当金は、死亡した者の遺族に与える。第九条中、「且つ、在院者に受領証を交付し」を削る。
第十四条に後段として次のように加える。
少年院の職員による連戻しが困難である場合において、少年院

の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とする。

第十四条に次の三項を加える。
2 在院者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、連戻しに着手することができない。

3 前項の連戻状は、少年院の長の請求により、当該少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。

4 連戻状及びそれによる連戻しについては、連戻しの性質に反しない限り、〇少年法（昭和二十三年法律第六十八号）〇第二十六条の同行状に關する司法の規定を準用する。この場合において、第十七条の二中「少年院に収容中の者」とあるのは「少年院から連戻した者」と読み替へるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。
第十四条の二 在院者が逃走、暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、手鏡を使用することができる。

2 手鏡は、少年院の長の許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 手鏡の製式は、法務省令で定める。
第十五条第一項中「命令」を「法務省令」に改める。
第十六条中「少年法（昭和二十三年法律第六十八号）」を「少年法」に改める。

第十七条第二項中、「第三項、第十四条及び第十五条」と及び第三項並びに第十四条から第十五条までに改め、「少年法第十七条第一項第二号の規定により送致された者に關し、」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔成瀬清治君登壇、拍手〕
○成瀬清治君 ただいま上程されました少年院法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

この法律案の内容は、第一に、少年院の在院者が矯正教育を受けるに際して死傷した場合に、手当金を支給できるようにすることであり、従来在院者が矯正教育を受けるに際して、負傷しまたは病氣にかかつた場合、これによつて死亡したとき、またはなおつても身体に障害が残るような場合には、何の手当金も支給できなかったのでありましたが、このような場合には、何らかの措置を講ずる必要があると思ひますので、その災害の程度に応じ

て、手当金を給与することができることとし、その支給の範囲、金額及び方法等については法務省令に議ることとしたのであります。

第二に、少年院から逃走した者の連戻しをする場合に、必要あるときは警察官に連れ戻しをさせることができることとし、逃走したときから四十八時間を経過した後の連れ戻しは、家庭裁判所の裁判官が発する連戻状によることとするのであります。現行法では少年院の在院者が逃走した場合の連れ戻しについての方法及び時間的制限等について、明確を欠いていたため、連れ戻しについて機宜の措置を敏捷かつ適切にとることが困難であり、連れ戻しの時期を失して逃走者を犯罪に陥

れぬことを防止するためやむを得ないときは、手鏡を使用することができる。

手鏡は、少年院の長の許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまがないときは、この限りでない。

手鏡の製式は、法務省令で定める。

第十五条第一項中「命令」を「法務省令」に改める。

第十六条中「少年法（昭和二十三年法律第六十八号）」を「少年法」に改める。

第十七条第二項中、「第三項、第十四条及び第十五条」と及び第三項並びに第十四条から第十五条までに改め、「少年法第十七条第一項第二号の規定により送致された者に關し、」を削る。

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 少年院法の一部を改正する法律案

れ、さらに社会不安の一因となるとも、他面逃走した少年の前途をますます暗くさせることにもなりませんので、この際、逃走者を連れ戻す場合の措置を明確にして、少年院の在院者が逃走した場合には、敏捷かつ適切な措置によって、すみやかに連れ戻すことができるようにするものであります。

なお、連れ戻し及び連戻状については、少年法第四条及び第三十六条の規定を準用して、連戻状は同行状と同様家庭裁判所の判事補も単独で発付できることとし、また連れ戻し及び連戻状に關して必要な事項は最高裁判所がこれを定めることとしたほか、少年院法第十七条の二の規定を準用して、少年院から逃走した者の連れ戻しに際し、やむを得ない事由が生じたときは、もよりの少年鑑別所または拘留監の特に區別した場所に仮に収容することができるとするものであります。

第三に、在院者が逃走、暴行または自殺のおそれある場合、手錠の使用ができるようにしようとするものであります。最近の少年院の在院者には、反社会性の非常に強い者が多いので、そのため往々にして集団的な逃走や騒擾等が起る場合があります。このような場合に、それを防止する適切な方法が

ないため、少年院の適正な運営に著しく支障を来たす傾きがありますので、この際、在院者が逃走、暴行または自殺をするおそれがある場合に、これを防止するため、やむを得ないときに限って、手錠を使用することができるとするものであります。しかしながら少年院の性格から、手錠の使用については原則として院長の許可を受けなければならぬことにして、特に慎重を期することにいたしましたのであります。

第四に、現行法では在院者の所持品を預置したときは、在院者に対しその受領証を交付しなければならぬことになっておりますが、現実には領置手続を繁雑にするのみで実益に乏しいので、この際その手続を簡素化し、受領証を交付しなくてもよいことに改めようとするものであります。その他連れ戻し及び手錠の使用の規定を少年鑑別所に準用することとし、少年院法中の字句に若干の整理を行おうとするものであります。

当委員会におきましては、五月十九日より七月二十一日までの間、前後九回にわたって法務省当局より提案理由の説明及び逐条説明を受け、参考人より意見を聴取し、各委員より関係当局に対して適切かつ熱心なる質疑がな

れましたが、その詳細は會議録に譲ることといたしまして、そのうち重要と思われるものを要約いたします。すなわちまず本法案に關連する一般問題として、河内特別少年院における少年に対する職員暴行等汚職事件の真相及び職員に対する処置、少年院の集団逃走の原因とその対策、地方矯正管区と少年院運営との関係等について質疑がなされ、これに対して関係当局より、それぞれ応答及び説明がありました。

次に本法案の改正点中、第一、少年院在院者が逃走した場合の連れ戻し及び連戻状について、少年院法第十四条に連れ戻しの規定が設けられた法意、裁判官の連戻状を請求する手続を新設することの必要、このような令状による強制連れ戻しは、少年法の精神にそむくものではないか等の質疑に対して、少年院法第十四条の規定は、少年院の在院者が逃走した場合において職員に強制連れ戻しの権限を認められた規定であつて、本条によらず任意連れ戻しをするのが原則であり、また現にそのように努めているが、必要やむを得ない場合に本条によるのである。しかし強制力を使うには一定の手続を踏んで慎重にすべきであるから、令状主義を採用しその手続を定めたのであ

る。従つてこれは少年法の精神にそむくものではなく、むしろ少年の人権尊重の趣旨に出たるものである旨の応答がなされました。

第二に、少年院の在院者が逃走、暴行または自殺をするおそれがある場合における手錠の使用について、少年院において手錠を使用することの必要、現実に手錠を使用しておる法的根拠いかに、手錠使用の規定を設けることは、少年法の精神を逸脱することにならぬか等の質疑に対して、近年少年院法に對する変化を来たし、これに對するため、または少年の年齢が引き上げられた結果、高年者の自傷行為、暴行等に対しては現在のところ他に手段がなく、手錠使用の必要がある。現在その使用されているのは、少年院処遇規則第七十六条の規定によるやむを得ざる場合の措置としてのものであつて、今回これを少年院法に法文化して、その使用の適正を期せんとするものであつて、決して少年法等の精神に反するものではなく、むしろ少年を守るため必要な立法である旨の応答がなされました。

なお、在院者の矯正教育中の死傷手当金給付についても質疑応答がありました。

かくて七月二十一日、質疑を終了して討論に入りましたが、官報委員より、原案中第十四条第二項の連戻状の規定に關し、これを援助を求められた警察官が連れ戻しに着手する場合のみ限る趣旨の修正案、及び手錠の使用については、政府は、少年院及び少年鑑別所が少年の健全な育成を期し、これに矯正教育を授けることを目的とするものであることにかんがみ、その処遇にあつては、慈愛を旨とすべきであつて、手錠の使用は、必要な最小の限度に止め、少年を受刑者視して、い

たずらにやすきについてみだりに手錠を使用し、少年法の精神にもとることなきよう厳にいましむべきである。右要望する。」との付帯決議をなすべきとの動議が提出せられ、羽仁委員より、修正案及び修正部分を除く本案に反対、赤松委員より、修正案及び修正部分を除く本案に賛成の討論があり、終つて採決の結果、修正案及び修正部分を除く本案は、いずれも多数をもって可決せられ、次いで付帯決議は、提案通り本委員会の決議とする旨、全会一致をもって可決せられました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 本案に対し討論の通告がございます。発言を許します。羽仁五郎君。

〔羽仁五郎君登壇〕

○羽仁五郎君 議長並びに議員諸君、僕は本法案並びにその修正案に反対し、その反対の理由を明らかにすることを許されたいと考えるものであります。

少年が罪を犯したときに罰せらるべきものはだれでありましょうか。それは果して彼ら少年でありましょうか。それとも、われわれ国家社会こそ、彼ら純真なる少年を現在最悪の環境の中に放置し、彼らをして遂に悪の道に走らしめたものとして、その責任を負わねばならないものであり、その意味において最も厳罰に罰せらるべきものではないでありましょうか。少年が罪を犯したとき、罰せらるべきものは少年ではなくして国家であるとされねばならない場合が多いのであります。そしてこれがわが少年法の根本精神であります。諸君、少年に限らず、すべて罪を犯す人々は実は不幸なる人々であります。幸福の人、幸福の少年がどうして罪を犯すことがありましょうか。政治の目的、わが国会の目的も、わが国民の中に不幸な人々をなくすることに

あります。いわんや少年の場合、それはすでに今日理想の段階ではなくして、罪を犯した少年は、不幸な少年であるから、これを罰すべきではなく、国家は、これらの少年に幸福を与えねばならないということをわが憲法が命じ、わが少年院法が命じているところであります。

本法案並びに修正案の内容は、委員長の御報告に明らかにされましたように、およそ三つの部分からなっております。第一の部分は手錠に関する部分、第二の部分は警察官が連れ戻す場合に令状を用いるという部分、第三の部分は手錠に関する部分であります。

第一の部分は、少年院法の根本精神あるいは第一義的な点ではなく第二義的な点についての改正であります。しかも第二のいわゆる改訂、すなわち少年を強制的に連れ戻す場合に警察官によつて令状を執行するということは、現在の少年院法の全く予想していないことであります。その根本精神をくつがえすものであります。さらに第三の、すなわち少年に手錠を用いるというところを法律をもって認めるといふことは、少年院というものが、教育の場であるという少年院法の根本精神を全く破壊しようとするものであります。

従つてこの根本的な改悪を行なつて、そして第二義的な点で改正を行おうとする本法案並びに修正案に対しては反対せざるを得ないのであります。

諸君、わが少年院は教育の場であつて、刑罰の場でないことは、少年院法第一条が明記しているところであります。しかるに、この教育の場に手錠を使用することが立法によつて認められるならば、そこには、もはや教育の場はなくなつてしまふのであります。さればこそ、本法及び少年法に手錠など予想すべきでないとしていたのであります。政府の提案の理由によりますると、令状なくして少年を強制的に連れ戻すというところは、少年の人権のじゅうりんであり、また法の基礎なくして手錠を使用している現在の実情は、憲法違反の疑いもあり、これらの点を救うために法律を作るのだと言います

が、しかし、憲法に違反するような事実を實際に行なつておいて、その事実を根絶する努力をしないで、法律によつてそれを合法化しようとするならうていけません。現に東京家庭裁判所の佐藤信一郎判事は、朝日新聞、去る七月十四日の論壇に寄稿せられました。この改正案というものに反対しな

ければならない理由を、専門家の見地から述べておられます。また、議題となつております修正案につきましても、修正案の提案者宮城議員の修正の原案は、手錠に関する規定を削除せられたのであります。不幸にして、その部分についての宮城議員の御努力は成功しなかつたのであります。従いまして、現在の修正案並びに修正案を除く本案につきましても赤松議員の御賛成も、涙をのんで賛成するという趣旨の御賛成であつたのであります。

諸君、すべての子供が生れるときは、天使のような形で生れてくるのであります。生れてくるときの赤ん坊が、強盗・殺人・放火などの人相をして生れてくる赤ん坊は、一人もいないのであります。しかるに、わが国家社会は、これらの少年を迎えるのにどういふ環境をもつて迎えておられますか。少年があらゆる努力を尽しても、なおかつ悪に誘惑されないのであるやいなや最悪の環境をもつて彼らを迎えているのであります。最近、不幸なる坂巻少年がおそるべき罪を犯して、そして、裁判所において死刑の判決を受けました。その判決をせられました。判事御自身が、裁判に関係のないことを申さないことを建前としておられま

す判事御自身が、坂巻少年の犯した罪は、まことにおそるべき罪であり、死刑に値するけれども、同時に国家は深く反省すべきであるということ、判決の中に述べておられます。国家は、これらの少年に対してなすべきことをまなすべきであります。教育の先賢新島襄先生は、学生の中に非違を行なつた者があつた場合には、みずからむちをとつて御自身のからだを傷つけられて、学生が誤つたことをなすのは、教育者の責任であると言つて、御自身のからだをむち打たれたことは皆さんの御承知の通りであります。

少年の逃走を防ぐ方法は、少年院を少年院法に規定せられておるような教育の場として充実するよりほかにはないものであります。ある意味においては、少年院に関する予算は、国家がこれらの少年を罰するのではなく、罰せらるべきものはむしろ国家であるという意味において、少年院に関する予算は、国家が支払わなければならない罰金にも比すべきものであります。しかも例年大蔵省が、少年院の予算について十分の認識を示さないのは、少年院に関する予算が、ただいま申し上げたような特別の性質を持つていて、この認識の不足にはかならな

いのであります。今日、日本の財政状態が困難であるとはいへ、ある意味において国が払わなければならない罰金を払わないことも申すことのできる意味において、少年院に関する予算が、十分に反省され、支出されていないことに根本的な原因があるのでございませぬ。今日成人の刑務所の場合でありまして、いわゆるオープン・プリズン、開放刑務所が理想であることは、皆さんのよく御承知の通りであります。そして、国際的に刑務所が開放的な設備をもってりつばな成績を上げていくことは、戦前に当時の政府の行刑局長でありました正木亮君が、ソビエト同盟などについての研究を発表せられていた通りであります。刑務所においてさえ開放が理想である。いわんや刑罰を受けているのではない。教育を受けている少年院において、開放の原則が実現されないならば、少年院法の精神は、全く地に落ちてしまうのであります。

まして、今状や手錠のことを先に考えるべきではない。それがまた、少年の将来に希望を与えるゆえんであるというところをお考え下さいまして、本修正案並びに修正案を除く本案を否決せられんことをお願いするものであります。

○議長(河井瀧八雲) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございませぬ。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井瀧八雲) 過半数と認めます。よって本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井瀧八雲) 日程第七、水産業協同組合法の一部を改正する法律案 日程第八、森林法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院提出) 日程第九、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井瀧八雲) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長江田三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。昭和三十年七月十四日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井瀧八雲

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第百条の二十一)第百条の十二」を「(第百条の二十一)第百条の十四」に改める。

第十一條第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改める。

第八十七條第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に改め、

同項を第二項とし、以下三項ずつ繰り上げる。

第九十三條第一項第二号及び第九十七條第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改める。

第百條第一項中「及び第八十七條第二項から第四項まで」及び「第八十七條第二項中「前項」とあるのは「第九十七條第一項」と、「同項第三号、第四号、第五号又は第七号」とあるのは「第九十七條第一項第三号、第四号又は第五号」を削る。

第百條の二中「その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済すること」を「共済事業を行うこと」に改める。

第百條の四第一項を次のように改める。

共済会は、会員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業を行うものとする。

第百條の四第二項を次のように改める。

共済会は、定款の定めるところにより、会員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度において会員以外

の者が利用し得る事業の分厘の総額は、当該事業年度において会員が利用する事業の分厘の総額をこえてはならない。

第百條の七第一項第五号を次のように改める。

五 共済事業の種類

第百條の十第一項中「第百條の十二」を「第百條の十四」に改める。

第百條の十一第二項中「共済掛金」の下に「及び共済契約者のために積み立てた金額」を加える。

第百條の十二第一項を次のように改める。

共済会の事業に係る共済契約で保険に該当するものについては、商法第三編第十章の規定を準用する。

第百條の十二第二項中「第百條の十二」を「第百條の十四」に、同条第三項中「第百條の七」を「第百條の七から第百條の十まで」に、「第四十八條第三項中」を「第四十二條第一項中」に、「規約及び」とあるのは「規約、共済規程及び」と、第四十四條第二項中「若しくは規約」とあるのは「規約若しくは共済規程」と、第四十八條第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」と、同条第三項中

に、「第百条の十」を「第百条の十二」に、同条第四項中「第百条の九及び第百条の十」を「第百条の十一及び第百条の十二」に、同条第五項中「第百条の十」を「第百条の十二」に改める。

第百条の九を第百条の十一とし、以下第百条の十二まで二条ずつ繰り下げ、第百条の八の次に次の二条を加える。

(財務についての省令への委任)
第百条の九 前条に規定するもの外、共済会が、その財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、省令で定める。

(共済規程)

第百条の十 共済会は、共済事業の種類別に、事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、事業計画その他省令で定める書類を提出しなければならない。

第百十八条第二項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百二十二条 第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条第一項中「若しくは規約」を、「規約若しくは共済規程」に改める。

第百二十七条第一項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百三十条第二号中「第八十七条第六項」を「第八十七条第三項」に、

「又は第九十七条第二項但書」を「第九十七條第二項但書又は第百条の四第二項但書」に、同条第五号から第九号まで、第十一号及び第十三号から第十六号まで中「第百条の十二」を

「第百条の十四」に改め、同条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

第二十一 第百条の十第一項の規定に違反したとき。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

森林法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項第十号中「選挙」を「選挙又は選任」に改める。

第百五条の見出し中「選挙」を「選挙又は選任」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員(準組合員を除く。以下この条において同じ)が總會(設立当時の役員は創立總會)において選挙する。但し、定款で定めるところにより、役員を總會外において選挙することができる。

第百五条第四項に次のただし書を加える。

但し、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員

の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第百五条第五項中(準組合員を除く。以下この条において同じ)を

削り、同条第六項中「多数を得た者」の下に「第四項但書の規定により投票を省略した場合は当該候補者」を加え、同条第七項を第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 總會外において役員

の選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が總會(設立当時の役員は創立總會)において選任することができる。

第百六条の次に次の一条を加える。

(理事の職務)
第百六条の二 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重

要な事項につき第百十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第百二十三条第一項中「百人」を「二百人」に、同条第三項ただし書中「二百人」を「三百人」に、「五十人」を「七十五人」に、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、同条第五項ただし書中「役員若しくは」を「役員を選挙し若しくは選任し又は」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

第百三十八条第六項中「第九十条」を「第九十条(第三項を除く。)」に改め、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

第百四十五条第二項を次のように改める。

2 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。

第百五十九条第三項中「第百五条第一項から第六項まで(同条第二項

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 水産業協同組合法の一部を改正する法律案外二件

中生産組合に関する部分を除く。」を「第二百五条第一項から第六項まで

(同条第二項中生産組合に関する部分及び第三項但書を除く。)及び第八項に、「並びに第二百二十条を、第二百二十条から第二百二十二条まで並びに第二百二十四条」に、同条第四項中「第三百二十八条第六項」を「第三百二十八条第七項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する総代会のうちその総代の定数が改正後の第二百二十三条第三項の規定による定数に満たないものは、新たに同条同項の規定による総代会が成立するまでの間、従前の例により存続することができる。ただし、この法律施行の日から百八十日を超えて存続することができない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「四百五十六億七百万円」を「四百六十六億七百万円」に改め、

「第三十二条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第十八条第一項第八号中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

6 第三項の規定による日本開発銀行の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において、政府

の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

別表第八号貸付金の種類の欄中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改め、同号利率の最高の欄中「年七分」を「年七分五厘」に改め、同号振替期間の欄中「一年」を「三年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき十億円の金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

3 改正後の農林漁業金融公庫法第三十二条第六項の規定により同条第三項の規定による日本開発銀行の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、当該時期において、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

4 農林漁業金融公庫が農林漁業金融公庫法第三十二条第一項の規定

により承継した債権及びこれに附随する権利義務について、日本開発銀行は、政令で定める時期までに、政令で定める金額を農林漁業金融公庫に支払わなければならない。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 たいだいま議題となりました農林水産関係三法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、水産業協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

水産業については、去る昭和二十五年第九国会において、火災等による特定物件の損害に限定して共済制度を設けておりますが、本来水産業は農業と同様自然に大きく依存し、自然の暴威による各種災害が多いにもかかわらず、かような火災以外の災厄についての共済事業を行うことは許されていない現状であります。従つて今般水産業協同組合共済会の事業範囲の拡充をはかりますとともに、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業に関する規定の一部を改正して、漁民生活の安定に資したいというのが提案のおもなる理由であります。

内容について申し上げますと、まず第一点は、水産業協同組合法第六章の二、水産業協同組合共済会の規定の改正でありまして、従来の共済会は、第百条の二の設立目的及び第百条の四の事業に明らかなように、事業の用に供する建物等物件だけについて、災害による損害を相互に救済することを目的としていたのを、農林協同組合法の改正と同様の趣旨により、事業の拡充を可能ならしめるとともに、第百条の十として、新たに共済規程なる条文を設け、事業の種類別にその実施方法を設け、事業の種類別にその実施方法あるいは共済料金等の重要事項について、共済規程で定めて行政庁の認可を受けることにいたしましたほか、条文の一部整備をはかつております。

第二点としては、同法第八十七条、漁業協同組合連合会の事業の種類の規定中、特に全国を地区とする連合会の事業に対し、去る昭和二十七年第十三国会において、特定の四つの経済行為について、当分の間農林大臣の認可を要することにしておりますが、その後の経過等にかんがみ、この際農林協同組合法と同じく、この規定を廃止することにいたしております。なお今回の改正実施に当たっては、予算は必要としておりません。

委員会におきましては、提案者側から、水産業協同組合共済会は、現在建物共済事業を行なっているが、今後さらに海上における遭難もしくは傷害事故に關し、漁民厚生共済を行なうほか、漁具共済、漁業共済等全国の漁業者が要望している各種の共済事業を順次計画実施するため法的根拠を手えたいとの説明がありました後、質疑応答を重ね慎重審議いたしました。質疑応答のうらおもなるものについて申し上げますと、飯島、三浦並びに森の各委員からの、半農半漁の地域において、この水産業協同組合共済会の共済事業と農業団体の行く共済事業との間に紛争を起すことのないよう、行政庁が未然に確固たる措置を講ずる必要があると考えられるが、この趣旨の質問に対し、提案者及び農林、水産両当局からそれぞれ、今後そのような紛争がないよう、関係機関並びに関係団体が相談して適切な措置を講ずる考えであるとの答弁があり、次に森委員及び東阿委員からの、漁具及び漁獲等の関係において、沿岸漁業を対象として強制加入による災害補償制度を設け、政府が強力な助成施策を行うことが必要であるが、いかになっているか、またその際、現行の共済会の事業との観合際

擦を生ずることはないかとの趣旨の質問に対して、提案者側から、国の保護助成のもとに漁業災害補償制度が早急に確立されることが必要である、それが実現するまでこの共済事業を行わんとするもので、もし漁業災害補償制度が実現したときは、この共済会が行う同種の事業はこれを取りやめる考えであるとの答弁があり、農林大臣からも、漁業災害補償制度を制定することが必要と考え、目下政府は必要な資料の調査を行なっているとの答弁がありました。その他詳細につきましては、会議録によつてごらんいただきたいと存じます。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、森委員から、「本法実施に当り関係団体の間に将来摩擦融合の憂いがあるので、半農半漁の地域において、水産、農業両団体の行く共済事業が相互に摩擦融合を起すことのないよう、政府は事前に適切な措置を講ずべきである」との趣旨の付帯決議を付して賛成する旨の意見の開陳があり、東及び千田阿委員から、付帯決議につきましては賛成であるが、さらに漁業は、天災により大きく影響を受ける原始産業であるから、農業同様漁業にも全面的に国家補償による凶漁を含む災害補

償制度をすみやかに制定されたいとの希望を付して、それぞれ賛成意見の開陳があり、また秋山委員から、漁獲あるいは漁具等の共済事業については、実施主体の強化について当局が十分検討を加えることを希望して賛成意見の開陳がありました。

ほかに発言もなく、討論を終り、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

また森委員提案の付帯決議について採決を行いましたところ、全会一致をもって委員会の決議といたすことに決定いたしました。

なお、右付帯決議に対しては、農林当局から善処する旨の答弁がありましたことを申し添えます。

次に、森林法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十六年現行森林法実施以来今日まで四カ年、その間における経験に徴し、かつまた最近町村合併に伴う末端行政区域が拡大せられた等の事情に關連して、この際、比較的規模な森林組合を合併して、その規模を適正にし、組合運営の円滑をはかろうとする機運が起つてきているのであります。現行法の管理規定が組合経営の突

体に沿わないところがありまして、組合の合併に支障を及ぼしておりますので、これらの点について最小限度の改正を行おうとするのが、本法草案が提出されるに至つた理由であるとされております。

しかして改正のおもな点についてその大要を申し上げますと、大体次のようであります。

すなわち第一は、森林組合の総代会に關する規定の改正でありまして、現行法では組合員の総数が百人をこえる施設組合は、総会にかわるべき総代会を設けることができることとなつており、総代の定数は組合員総数の四分の一以上とし、ただし組合員総数が二百人をこえるものにあつては、五十人以上であればよいことになつており、また総代会を設けた場合でも、毎年度の通常総会を招集しなければならぬことになつておりますが、これを改めて、総代会を設けることができるものは、組合員総数が二百人以上であるものとし、総代の定数は組合員総数の四分の一以上でなければならぬことは現行法通りなのであります。しかし三百人をこえるものは、七十五人以上であればよいこととし、なお総代の定数は、この法律施行後百八十日までには現

状のまま差しつかえないことになつております。しかして総代の任期は、三年以内で定款で定めることとし、また総代会が設けられた場合は、年一度の通常総会はこれを招集する必要がないことにしようとするのであります。

第二は、森林組合及び森林組合連合会の役員選出の方法の改正であります。これが選出は、現行法では投票による選挙以外は認められていないのであります。これを改めて、投票による選挙のほかに選任制を認めることとし、また投票による選挙の場合でも、森林組合の役員については、総会以外において投票所を設けて選挙を行い、また役員候補者が定数以内の場合は投票を省略することができることとし、なお森林組合連合会については、総代会の制度を廃止することによつてするものであります。

第三は、理事の職務に關する規定を設けて、理事の責任等を明確にし、第四は、組合の合併の手續に關する規定を整備し、合併の際は定款及び事業計画を行政庁に提出して、その認可を申請しなければならぬとしようとするのであります。

委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、次いで質疑に入り、

昭和三十年七月二十二日 参議院會議録第三十九号 水産業協同組合法の一部を改正する法律案外二件

提案者代表及び農林当局に対して、役員を選出について選任制を設け、また総代会をもつて通常総会にかえることには、組合民主化に逆行するものではないか、組合の規模を末端行政区域にこだわることなく、たとえば流域単位等、これを拡大してその適正を期し、組合の内容の充実をはかるべきではないか、貸付調整資金の貸し出しが本資金設定の趣旨に反して、その森林区内に間伐収入のある間は貸し出されてないが、これを是正する考えはないか等、種々の問題について所見がたゞされたのでありまして、その詳細は、会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましてところ、東委員から、「総会にかわつて年一回くらいは大会を開いて、志気の高揚に努める機会を作るよう指導すべきである」との趣旨、また農田委員から、「総会にかわつて総代会の制度を設けることについては遺憾であり、当局は責任をもつて今回の改正によつて総会が無用であるという印象を与へることのないよう徹底せしめるべきである」との趣旨、また清澤委員から、「総会の出席者が少いのは総会において意見を述べる機会を与へられないからであり、総代会及び役員選任制を設けることは組合の民主化に反し、封建制を残存せしめる原因となり、今回の措置には大いに警戒を要するの

で、実施の結果によつては再改正を要するかもしれない」との趣旨、また三浦委員から、「現行森林法には森林組合の性格を初め改正を要すべき幾多の問題が残されているから、政府はすみやかに森林法の根本的改正を行うべきである」との趣旨の希望あるいは意見を付してそれぞれ賛成があり、ほかに発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫を設立して、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増強に必要な長期かつ低利の資金を融通する考えをもつて、昭和二十七年十二月農林漁業金融公庫法が施行され、その後数次にわたつて改正が行われて今日に至つておりますが、今回さらに次のような改正を加えるため本法律案が提出されたのでありまして、その大要を述べますと、第一は、公庫の資金

ありまして、現在政府の出資は四百五十六億七千万円でありますが、新たに十億円を本年度追加出資して四百六十六億七千万円にしようというのであります。これは当初政府の計画では九十五億円を追加出資することになっておりましたが、本年度予算案が修正されました結果、一般会計から行政府の出資は十億円に減額され、その減額分は資金運用部資金に期待することになり、公庫における本年度の資金は結局において、一般会計から十億円、資金運用部から百九十五億円、既貸付の回収分五十五億円、計二百六十億円になるのであります。

第二は、公庫の資金の貸付の対象を追加して、その業務の範囲を拡大することでありまして、従来農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、農林漁業者の共同利用に供するものに限られて行われていたのであります。これを改めまして、個人の用に供するこれらの施設をも貸付の対象とすることにしようとするのであります。

第三は、公庫が日本開発銀行から借り入れている借入金残額約二十一億円を日本開発銀行に返済し、そしてこれに相当する金額を産業投資特別会計

から公庫に対し出資されたものとし、すなわち借入金を出資金に振りかえることにしようとするのであります。

以上が本改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、続いて質疑に入り、政府当局との間に、本法案によつて新たにその途が開かれることになった個人に対して貸し付ける資金の融資対象施設、貸付限度、融資機関、貸付方法及びこれらの当否、衆議院における予算修正に伴う公庫の資金源変更が公庫の經理に及ぼす影響、公庫の資金計画及びこの中の自作農維持創設資金の性格、本法案と別途政府から今国会に提出されている自作農維持創設資金融通法案との関係、本法案によつて産業投資特別会計からの出資に振りかえられることになる日本開発銀行の貸付金の内容、資金取扱機構である農林協同組合の強化と調整勘定国庫納付金の問題、農林漁業金融の一元化並びに組合金融の確立等、いろいろな事項について究明されたのでありまして、その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。その間において問題になりました個人貸付資金の取扱いは、復旧資金以外の資金の貸付対象となる施設は、農舎、畜舎、サイロ、堆肥舎、蚕室、動力用農機具、排水ポンプ、灌水施設、器具、その他主要農作物または輸出農作物の生産の維持増強に必要な施設、もしくは合成繊維漁網網であり、その資金の貸付を受ける者が必要とする金額の二割以上の金額を、融資機関である農業協同組合、漁業協同組合または公庫が業務を委託した金融機関が、協調融資することを条件とすることになっていることが明らかになりましたのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましてところ、森委員から、政府において農林漁業金融を再検討して基本的対策を確立すること、協同組合を育成強化して零細農山漁民に対しても必要な資金の均等をはかること、融資手続を簡素にすることともに、組合役員個人の保証責任措置の是正をはかること、資金量を充実確保することともに、その金利を極力低くし、かつ融資対象を拡大すること等の趣旨、また青山委員から、合成繊維漁網網の取得に必要な資金については、新たに本法第十八条に独立した規定を設けて取り扱うべきであるとの趣旨の希望を付して、それぞれ賛成があり、他に発言もなく、統

いて採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よって三案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(木村守江君外六名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長佐藤順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案
右の議案を発議する。

昭和三十年七月二十一日

昭和三十年七月二十二日 参議院会議録第三十九号 女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

発議者

木村 守江 吉田 萬次
雨森 常夫 佐藤清一郎
大谷 盛清 川口爲之助
堀 末治

賛成者

竹下 豊次 高橋 道夫
荒木正三郎 矢嶋 三義
山田 節男 高田なほ子
安部キミ子 松原 一彦
笹森 順造 岡 三郎
村尾 重雄 相馬 助治
小笠原三三男 鈴木 一
長谷部ひろ 剣木 亨弘
寺尾 豊 松岡 平市
若木 勝蔵 成瀬 暢治
秋山 長造 森崎 隆
湯山 勇

参議院議長河井彌八君

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるための教育職員

員の臨時的任用に關し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校をいふ。

2 この法律において「教育職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る)及び寮母をいふ。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国又は地方公共団体は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合における当該学校の学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならない。

(国立又は公立の学校における教育職員の臨時的任用)

第四条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が権限のある者の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇中当該学校における

学校教育の正常な実施を図るために、その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 市町村立学校職員給与負担法

(昭和二十三年法律第百三十五号) 第一条又は第二条に規定する職員(特別区立の学校の職員を除く。)である教育職員の前項の規定による臨時的任用については、その任用の期間は、同項の規定にかかわらず、任命権者たる市町村の教育委員会の中出により、当該市町村の教育委員会と都道府県の教育委員会とが協議して決定する。

(適用除外)

第五条 前条第一項の規定による臨時的任用については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六十条第一項から第三項まで及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十二條第二項から第五項までの規定は適用しない。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」の下に「(女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律

第 号) 第四条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。」を加える。

3 教育委員会法(昭和二十三年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「職員」の下に「(女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第 号) 第四条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。」を加える。

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「採用」の下に「(臨時的任用を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

六七五

行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び休職者」を、「休職者及び女子教育職員(産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第 号)第四条第一項の規定により臨時的に任用される者)に改める。

〔産前産後者確保 拍手〕

○産前産後者 たいだいま議題となりました「女子教育職員(産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案)につきまして、文

委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

現在高等学校以下の学校教育を担当いたしております教育職員は約六十三万名を数えますが、そのうち約二十一万六千名は女教員であり、これらのうち年々出産をする人々は相当数に上るわけであり、これらの人々は出産のために、労働基準法に定める休暇さえも取り得ない状況にあり、一般事業場における婦人労働者の休暇の状況

に比し、はなはだしい差異を示しておりますが、これは女教員が休暇を取る場合に、他の事業場と異なつて、適当なかわりをする職員が、直ちに得がたないこと、女教員の休暇のための補助教員が十分に採用されていないことなど、教育の特殊性に基づくものと考へられるのであります。事態をこのままに放置いたしておきますことは、女教員の母体、胎児を保護する立場から、まことに遺憾であり、さらには教育の正常な実施の遂行がはなはだ危ぶまれるのであります。以上の理由により、教育の正常な実施を確保するために本法案が提出されたのであります。

次に、本法案の内容のおもなる点について申し上げます。まず第一点は、この法律において対象となる学校と教育職員とを明らかにするとともに、国及び地方公共団体の任務として、国立または公立の高等学校以下の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならぬという規定を掲げております。

教育の正常な実施をはかるために、その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認められる期間を任用の期間として臨時的に教育職員を任用しなければならぬという事になっております。なお都道府県が給与の負担をいたします市町村立学校の教育職員は臨時任用につきましても、その任用の期間は市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して決定することとなっております。

本法案は、昨日文教委員会に付託されましたが、本法案提出に至るまでの経過につきまして若干御報告いたしましたこと存じます。女子教育職員(産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する問題)につき、去る七月六日及び七月十二日に、本院議員提案として参第一六号並びに参第一七号の両法案が文教委員会に付託されたのであります。委員会においては右の二法案につき、慎重なる審議と懇談を重ねました結果、昨日に至り右の二法案は、それぞれ発議者より撤回されることになり、委員会はこれを許

可し、その後、各党各派間の懇談により了承された木村守江君外六名の発議にかかる本法案を審議いたすこととなったのであります。

委員会の審議におきましては、以上述べましたような本法案提出の経過により、別に質疑もございませんでした。そこで、国会法第五十七条の三、本院規則第五十条第二項の規定によりまして、委員長より本法案に対する政府の意見を求めましたところ、寺本文部政務次官より、「本法案については、いまだ十分研究していない。関係省庁間でよく協議をした上、政府としての意見を決定する予定である」という答弁がありました。かくて討論に入りましてところ、別に意見の開陳もなく、直ちに採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議員(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午後一時三十六分散会

○本日の会議に付した案件

- 一、難島振興対策審議会委員の選挙
- 一、日程第一 国民健康保険法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 結核予防法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 少年院法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 水産業協同組合法の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 森林法の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 興林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第十 女子教育職員の座前
座後の休暇中における学校教育の
正常な実施の確保に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

職員

上林 忠次君	加賀山之雄君
梶原 茂嘉君	飯島連次郎君
井野 碩哉君	石黒 忠篤君
山川 良一君	赤木 正雄君
森田 義衛君	村上 義一君
宮城タマヨ君	三木與吉郎君
三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君
野田 俊作君	野本 品吉君
中山 福藏君	土田国太郎君
田村 文吉君	高橋 道男君
新谷寅三郎君	島村 軍次君
佐藤 尚武君	河野 謙三君
小林 武治君	小林 政夫君
後藤 文夫君	岸 良一君
北 勝太郎君	小幡 治和君
岡根 久藏君	石川 榮一君
滝井治三郎君	青柳 秀夫君
西川弥平治君	石井 桂君
白井 勇君	川口爲之助君
吉田 萬次君	酒井 利雄君
佐藤清一郎君	高橋 衛君

谷口弥三郎君	宮本 邦彦君
長島 銀藏君	宮田 重文君
横川 信夫君	大矢半次郎君
石村 幸作君	木内 四郎君
石原幹市郎君	松岡 平市君
鋤木 亨弘君	一松 政二君
山本 米治君	左藤 義隆君
郡 勲一君	寺尾 豊君
中山 壽彦君	小林 英三君
草葉 隆圓君	津島 壽一君
井上 清一君	青木 一男君
島津 忠彦君	山本 經勝君
雨森 常夫君	西岡 ハル君
横山 フク君	平林 剛君
重政 庸徳君	小澤久太郎君
鹿島守之助君	藤野 繁雄君
青山 正一君	入交 太藏君
柳原 亨君	高橋進太郎君
上原 正吉君	伊能繁次郎君
岡田 信次君	古池 信三君
三輪 貞治君	平井 太郎君
川村 松助君	堀 末治君
白波瀧米吉君	中川 以良君
泉山 三六君	黒川 武雄君
井上 知治君	内村 清次君
阿具根 登君	海野 三朗君
大倉 精一君	河合 義一君
岡 三郎君	龜田 得治君
小松 正雄君	近藤 信一君

竹中 勝男君	清澤 俊英君
成瀬 橋治君	森下 政一君
江田 三郎君	久保 等君
田畑 金光君	森崎 隆君
安部キミ子君	矢嶋 三義君
藤田 進君	岡田 宗司君
戸叶 武君	栗山 良夫君
小笠原三三男君	若木 勝藏君
山田 節男君	天田 勝正君
中田 吉雄君	千葉 信君
荒木正三郎君	三木 治朗君
山下 義信君	市川 房枝君
八木 幸吉君	紅露 みつ君
有馬 英二君	最上 英子君
東 隆君	菊田 七平君
井村 徳二君	寺本 廣作君
木島 虎藏君	白川 一雄君
松浦 清一君	赤松 常子君
武藤 常介君	中川 幸平君
三浦 義男君	小柳 牧衛君
鈴木 一君	石川 清一君
千田 正君	松澤 兼人君
苦米地義三君	長谷部ひろ君
相馬 助治君	一松 定吉君
松原 一彦君	笹森 順造君
羽仁 五郎君	

政府委員

自治政務次官	永田 亮一君
文部政務次官	寺本 廣作君
厚生政務次官	紅露 みつ君
農林政務次官	吉川 久衛君
郵政省簡易 保険局長	白根 玉喜君

國務大臣	
法務大臣	花村 四郎君
郵政大臣	松田竹千代君
建設大臣	竹山祐太郎君

昭和三十年七月二十七日 衆議院會議第三十九号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部	十五円
(配達料共)	
発行所	東京府新宿区市谷本町一五 大蔵省印刷局 電話九段四三三―東京電報